

## こども発達支援センター事業報告について

### 1 児童発達外来の設置について

発達に配慮を必要とする児童が、医師の助言のもとに適切な療育支援につながる環境を整備するため、こども発達支援センターに児童発達外来を設置します。

対象者：こども発達支援センターの発達相談や親子教室を利用している、または保健センター、教育センターなどの関係機関からの紹介による児童とその保護者

内 容：発達障がいに係る医学的な見地からの助言や説明、情報提供等

時 期：令和元年（2019年）10月から実施

### 2 幼児教育・保育の無償化について

令和元年10月から、3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料が無償化され、障がい児通所施設等の利用料も無償化されます。

対象となる障がい児通所支援サービス：

- ・児童発達支援
- ・医療型児童発達支援
- ・居宅訪問型児童発達支援
- ・保育所等訪問支援

対象となる児童：満3歳になって初めての4月1日から3年間

幼稚園、保育所、認定こども園等と上記サービスの両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象となります。無償化にあたり、新たな手続きは必要ありません。

### 3 こども発達支援センターを拠点とした療育支援システムの充実について

こども発達支援センターでは、第1期障がい児福祉計画を推進し、障がい児通所支援等の提供体制の確保に努めるとともに、療育システムの充実を図るため、福祉・医療・教育等の関係機関と連携し今日的な課題を解消するための視点を盛り込んだ「こども発達支援センターを拠点とした療育支援システムの充実について」を本年3月に作成し、市ホームページに掲載しました。